

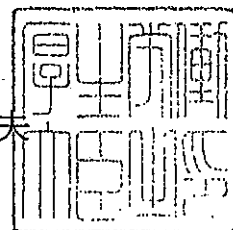
厚生労働省発食安第0223004号

平成19年2月23日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、資料については、食品安全基本法第24条第2項の規定に基づき、平成18年9月4日付け厚生労働省発食安第0904006号にて貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一です。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ウニコナゾールP

